

## 全国知事会会長記者会見の概要

日 時：平成 17 年 4 月 14 日（木）

場 所：都道府県会館 6 階「知事室」

出席者：全国知事会会長（福岡県知事） 麻生 渡  
全国知事会事務総長 中川 浩明

### 麻生会長

今日はまず一番目に、数多く存在する特別委員会、研究会を再整理しなければいけないということで、再整理議案を会議に出した。この案について、いくつかの議論が出た。委員会は、これだけで本当に良いのか。例えば、自治医科大学特別委員会を地方制度常任委員会に入れてしまうということであるが、自治医科大学特別委員会は、自治医科大学の運営を議論する場であって、本当に入れてしまってよいのか。それからエネルギー対策特別委員会をなくして、農林商工調査委員会に入れてしまって良いのか。それから、環境問題や少子化対策に関するものがないので必要になるのではないかというような議論があった。

二番目の大きな議論は、地方分権推進特別委員会について、関連するものをこの委員会で一気にまとめてやっってしまうということにしているが、これだけ大きな委員会の運営は本当に可能なのか。それから、多くの知事が参加してくると予想されるが、そうすると事実上の全体委員会になってしまうという議論もあった。しかし、内容が相互に関連している話なので、一つの特別委員会にまとめてしまおうということにした。運営の仕方は、特別委員会の中に分科会あるいはプロジェクトチームを作ってやろうということになった。

三番目に、事務総長等の給与の引き下げについて、事務総長及び管理職の給与を 1 年間 5 % カット、3 % カットをやっていこうという提案をした。各県は非常に厳しい給与カットをしている状況であり、各県から拠出金で給料をもらっている知事会としては、自分たちの給料を下げなければならないということである。これについては最終的に了解された。しかし、議論の過程においては、各県でやっている給与カットはもっとすごいという話が出て、知事の給与も 10 % カットなんかざらであるということであった。そういう厳しい歳出削減措置を各県はやっているということを十分に認識し、この 1 年間はこれでやっていく。しかし、この 1 年以降の問題については、もっと各県の厳しい動向を見て考えていくとした。

また、今後の分権改革について、どのような取り組みをしていくか。まず、17 年度スケジュールについて、総務大臣と地方六団体の会合を今月の 18 日に行う。それから、国と地方の協議の場を 4 月中にやりたいと国の方に申し入

れているところであるが、政府も忙しく、日程がまだ決まらない状況である。6月1日には分権改革日本全国大会を武道館で行う。その前日には全国知事会議を開くことを決めた。そして、通常の全国知事会を徳島で7月13日に行う等の予定である。このようなスケジュールをもとに、三位一体改革をどのようにやっていくか、特に義務教育国庫負担金、生活保護費、施設整備費等の問題、3兆円の規模の税源移譲をするため、それとの関係においてどの分野の補助金をカットするかをどのように決めていくか、それから中期地方財政ビジョン、交付税改革について、どのように進めるか、特に地方交付税改革については、地方財政計画が現実と乖離している。これらの問題を詳細に調べていく。

国の規制・関与の廃止見直し、それから国民健康保険への対応等についても議論した。

今後の分権改革については、三位一体改革という言葉が国民にとって非常に分かりにくい。よって新しい言葉を工夫して、三位一体改革というのは改革の手段を表現した名称であるので、何のために改革をするのかという改革目的を表現するようなものに変えていく必要がある。そうでないと国民からなかなか理解を得られにくいという議論が強く出された状況である。この点については、良い名称を考えようということになった。ただどういう形で置き換えていくかについては、よく考えながらしていく。

- - - - - 質疑・応答 - - - - -

A社

研究会の改革について、どのへんに麻生カラーを込めたのか。

麻生会長

まず、整理統合したということ自体が麻生カラーである。どちらかということこの改革は新しい組織を作って、今までたくさんバラバラになってしまったのを、もう少し有機的なつながりのある委員会にしようということである。あえてカラーがあるというならば、憲法問題を新たにつくったことや、地方分権推進特別委員会、これまで三位一体、分権特別委員会、財源調整等バラバラに分かれていた。これは、これを一本化して、非常に総合的な形にして、今後の分権改革をしていく中心的な司令塔にしていくということにした。

B社

地方分権推進特別委員会の運営について、分科会やプロジェクトチームチームをつくると言っていたが、今まで分かれていた個々のものを、だいたいこのテーマでくくってやっていこうということなのか。

麻生会長

テーマは、その時々で情勢が変化し、急いでやらなければならないという課題が出てくるから、テーマは固定するという考え方ではなく、非常に機動的に課題を設定しやっていく。したがって、実際の運営については、特にプロジェクトチームをおいてやっていこうとか、分科会をつくるとか機動的な運営をしていく。いずれにしても、特別委員会の目的は現在三位一体を中心として行われる地方分権改革を総合的にやっていくという考え方である。

C社

今日は、島根県の澄田知事から竹島問題について一連の経緯の説明と、全国の自治体交流等の説明があったが、これに対して全国知事会としてこの問題をどう扱われているのか。

麻生会長

島根県の条例が制定されて、それに対する知事会として固有の動きはしていなかったが、韓国の全国知事会に相当する全国市・道知事協議会というのがある。その会長、ソウル市の市長であるが、我々のほうに協議会としての決議をまとめ送付してきて、善処方を要請してきた。これについては我々の立場を表明した文書を出した。我々が出した文書の大きな要素は3つから出来ている。第一に竹島は、日本の固有の領土であると考え。第二に、同時に韓国側も領有を主張している事実がある。このような状況にあるので、第三にこの問題は、相互の外交努力によって平和的に解決すべき課題であると認識している。そして、そのような状況であるがゆえにこそ、我々地域間の交流は大事であると強く主張し、この問題に対し冷静な対応をしながら交流をつづけていこうと呼びかけた。これは4月6日に出した。それに対する韓国側の反応はない。そして今日は澄田知事から、島根県としての条例制定の経緯及び目的、そして一部これが契機となって地域間交流が取り消されたというようなこともあって聞いて、心苦しく思う。それから各県からの様々な激励があり、知事会長としての手紙を出したことについて、感謝しているという話があった。このことについて、各県知事からの質問・意見はなかった。

C社

知事会として、外交努力を呼びかけるようなそこまでの動きはあるのか。

麻生会長

ない。

- - - - - 麻生会長退席 - - - - -

事務総長

会長から報告がなかったがその他の事項として、一つ目に全国知事会としてテレビ会議システムの導入に取り組むということが決まった。ただ、具体的な内容については、実際の事例を参考にして検証した上で導入をするようにとの意見があった。具体的にどのような形で、いつまでにということについては、今後出来るだけ早急にとのことで決定した。

二つ目は知事会の専門委員として、現在4人の先生に昨年度からひきつづき本年度もなっただくということで決定した。合わせて、地域の経済界の方やマスコミの方等に、地方分権あるいは三位一体改革の推進等にご意見のある方を専門委員に推薦するという意見がありそのように決めた。補足は以上である。

D社

国民健康保険に関する内容について、今日の会議でどんな話し合いや確認がされたか。

事務総長

国民健康保険については、私の方からは、これまでの経緯として昨年来の政府与党合意以降の話をして、具体的には3月末に知事会の見解をまとめたということ報告した。これに対して浅野宮城県知事から、浅野試案を出して各県に照会をしてお答えをいただいたことについて謝意があった。ただもともとの議論として、浅野知事は国民健康保険の6,800億円の都道府県負担を導入したことは多くの問題があったという指摘をした。ただ、不承不承受けとめたということである以上、これを出来るだけ三位一体改革、地方財政自立のサイドから望ましい方向での導入ということにもっていくしかないと言っていた。

関連して、今後3兆円の税源移譲をするために、まだ6千億円程度の廃止補助金のリストがあがっていない。この廃止補助金のリストについては、例えば生活保護であるとか、児童扶養手当であるとか、我々が本来負担を転嫁すべきでないと言われるものが入ってこないように厳しく監視する必要がある。昨年の国民健康保険の都道府県負担が入ったことにより、地方側は3.2兆円のリストにないものであっても受け入れるのではないかと、というように国側にうけとられるのは大変問題であるとの指摘を受けた。

B社

特別委員会の規模についてどのようになったか。

事務総長

小規模のものが特別委員会のスタイルであると思う。基本的には都道府県知事が参加を希望されれば、参加は認めるのが現状であるといことで了解を得ている。ただ、会長からも話があったように地方分権推進特別委員会のような、内容が非常に多岐にわたりかつ関心の高い事項については、多くの知事の参加が予想される。そういう場合にあっては、例えば分科会、部会等の内部構成も含めて、その参加の実態を踏まえた上で判断をするべきだという意見が出され、だいたいの人が賛成された。

E社

浅野知事が、3兆円にするために、6千億円については生活保護とか児童扶養手当が入ってこないように監視するとあったが、入ってきたらどうするかという議論はあるのか。

事務総長

浅野知事の意見は、量より質だということである。3兆円がありきではなく、質の悪いものがリストに入ることにより3兆円を確保するよりも、それを拒否することにより確保できない結果になることも一つの選択肢だという意見があった。

ただ、これに対しては、3兆円の税源移譲は非常に大きなことであって、これを求めていかない限りこの改革自体が頓挫してしまうということもある。例えば、義務教についてもはずされてしまうことになってはいけない。確かに負担率の引き下げのようなものについては、断固拒否するべきであるが、やはり3.2兆円出したその中で、残っているものについて、ぜひ採り上げて3兆円の税源移譲を確保するべきだという意見も一方である。

いずれも正論であるが、負担率の引き下げについては、断固拒否するという事で意見の一致をみた。

もう一つ関連して言うならば、奨励的な補助金等を特に強調すれば税源移譲にはつながらないという結果になってしまうという意見もあった。

A社

特別委員会について、考え方としては8つの特別委員会をつくるということで良いのか。

事務総長

この8つの特別委員会をつくるということについては了承された。残っている課題が二つあって、自治医科大学特別委員会の統合問題、エネルギー対策特別委員会の統合問題については結論が保留になっている。

それから、合わせて新しい課題として、環境問題を扱う委員会、少子化対策の委員会等新しい課題への対応を図る特別委員会の設置も検討すべきであった。エネルギーと環境を一緒にしてはどうかという意見もあった。この二つの特別委員会を統合することと、新しい課題である環境問題や少子化対策へ対応するための特別委員会の設置については結論は出ていない。次回の正副会長会議で、結論を得るべく早急に検討することになった。

F社

三位一体改革の名称変更について、具体的にはどういう案があるのか。また、当然国の方にも働きかけると思うがそれはどこでやるのか。

事務総長

まず名称変更すべきかどうかについて、結論が出ていない。浅野知事からの特に強い要請があった。本当の意味での検討をするべきと。どういう名称にするのか。名称の変更を一気にやるのか、段階的に並列してやってある時点から新しい名称に変えるのかという名称の変更のやり方についても検討すべきであるとなった。我々の考え方が決まらない限り、国の方にも働きかけることは出来ない。具体的な検討を特別委員会のどこでやるかは決まっていな。おそらく各知事の意見を踏まえ会長が判断し、六団体に諮って六団体としてのものを決める。

G社

18日の総務大臣と地方六団体の会合について、申し入れる事項は、国と地方の協議の場の開催の他に何かあるのか。

事務総長

早急にどういう申し入れをし、どういう協議をするのかは、六団体でこれから協議する。ただ、基本は三位一体の改革の今後の取組についての我々の考え方をまとめてぶつける。それから地方交付税のあり方、額の問題や算定の問題、関連して地方財政計画の姿をどう直すのか。今日の協議でも、乖離している計画額と実額の議論があり、これも宮城県知事から例えば、個別の具体的な部分についての乖離額をより明らかにしてぶつけるべきではという意見があったが、具体的にどうするかについては決まっていな。そういう話を中心に総務大臣との協議に臨む。一応現在まとめをしている最中である。

B社

国と地方の協議の場についても入ってくるのか。

事務総長

国と地方の協議の場はスケジュールにもあるように4月中の開催を強く望んでいるが、日程調整が出来ていない。日程調整が出来れば、その時点で我々の主張を決めたいと思う。総務大臣との協議とほぼ同じであると思うが、さらに各省庁にわたる話は、国と地方の協議の場で議論するのが筋であると思う。例えば補助金の問題もそちらで中心的に議論することになるであろう。

B社

5月31日に全国知事会議が設定された理由について。

事務総長

分権改革日本全国大会に向けての知事会としての意思を確認するとともに、今日多くの議論があったこれからの三位一体の改革への取組について議論をし、必要があれば意思統一をする。

A社

地方分権推進特別委員会はいつ頃開催するのか。

事務総長

私の方から、8つの特別委員会を立ち上げることに了解を得ているので、各知事がどの委員会に参加するのか早急に確認をすることになる。なお、憲法問題特別委員会については、既に手続きが終わっており、19人の方の構成で委員会をスタートするつもり。最初の会議の日程調整は、まだ出来ていない。その他の委員会については、まず参画を確認した上で、参画の状況を踏まえて、私としては5月中に全ての特別委員会の第一回目を開催したい。

F社

特別委員会の1年間という設置期間等について。

事務総長

私から特に申し上げていないが、臨時的機動的な対応を図るということで、今日の議論にもあったように、例えば、男女共同参画、道州制、地方分権、情報化推進等の課題は1年でやめる訳にはいかないのではという意見があった。

したがって、こういうものについては、本来それぞれの委員会の中で協議して設置期間を決めてもらうことになると思うが、原則として年度内に必要に応じて自動的に再延長も考えられると思う。